

改正

平成20年3月24日条例第18号

つがる市企業誘致条例

(目的)

**第1条** この条例は、市内に事業所を新たに立地する企業等に対し奨励措置を講ずることにより、立地促進を図り、もって雇用機会の拡大に資するとともに、地域経済の発展を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業等 事業を営む法人又は個人で、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条の規定に基づく産業に関する分類の名称及び分類表（平成19年総務省告示第618号。以下「日本標準産業分類」という。）による大分類Eに規定する製造業を営むものをいう。
- (2) 事業所 企業等が事業を営むための施設及びこれと一体的な利用に供される施設をいう。
- (3) 新設 企業等が新たに市内に事業所を設置すること、既に市内に事業所を有する企業等が規模拡大のため既設以外の地（隣接する場所を含む。）に新たに事業所を設置すること又は市内に事業所を有する企業等が規模拡大のために事業所を市内の他の地区に移転することをいう。
- (4) 不動産鑑定士 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年7月16日法律第152号）第4条の者をいう。
- (5) 投下固定資産額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する家屋及び償却資産を事業所の用に供するために取得するときの取得合計額をいう。
- (6) 固定資産税 地方税法第341条に規定する土地、家屋及び償却資産に課税される税をいう。
- (7) 評価基準額 地方税法第388条第1項に規定する評価基準額をいう。

(奨励措置対象企業)

**第3条** この条例による奨励措置を受けることができる企業等は、市長が特に必要性を認める施設を除き、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において用地の所有権を取得し、事業所を新設すること。
- (2) 新設にかかる用地面積が1,000平方メートル以上かつ事業所としての建築面積が500平方メートル以上、又は投下固定資産額が5,000万円以上であること。
- (3) 常時使用する従業者が雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項の規定による被保険者の適用を受け、かつ総従業員数のうち市に居住する者が10名以上であること。
- (4) 事業所の立地に伴う環境の保全について適切な措置が講じられていること。
- (5) 事業内容が立地場所にふさわしいものであり、地域産業の振興に寄与するものであると市長が認めるものであること。

（指定企業の指定等）

**第4条** 前条の要件を満たす企業等が次条から第7条までの奨励措置を受けようとする場合は、規則の定めるところにより市長に申請しなければならない。ただし、同一の固定資産に対する申請は1回限りとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請がなされたときは、その内容及び現に操業がなされていることを審査し、適当と認めるときは、奨励措置を講ずる企業等（以下「指定企業」という。）として指定する。

（用地取得奨励金）

**第5条** 市長は、指定企業が新設のために購入し所有権を取得した土地を、不動産鑑定士による適正な評価額に100分の30を乗じた額に相当する額の範囲内で用地取得奨励金として奨励金を交付することができる。ただし、2億円を限度とする。

- 2 用地取得奨励金の交付時期は、指定企業として指定を受けた年度の翌年度とする。

（事業所設置奨励金）

**第6条** 市長は、事業所を新設した指定企業に賦課される固定資産税に相当する額を限度として、次の各号に定める期間において事業所設置奨励金として奨励金を交付することができる。

- (1) 固定資産税額が1,000円以上10万円未満の場合は2年間まで
- (2) 固定資産税額が10万円以上30万円未満の場合は3年間まで
- (3) 固定資産税額が30万円以上50万円未満の場合は4年間まで

(4) 固定資産税額が50万円以上の場合は5年間まで(ただし、1年間50万円を限度とする。)

2 事業所設置奨励金の交付時期は、指定企業として指定を受けた年度の翌年度を始期とする。

(緑地設置奨励金)

**第7条** 市長は、指定企業が工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号)第3条に規定する緑地を設置した場合緑地面積1平方メートル当たり1万円を限度として緑地設置奨励金を交付することができる。ただし、300万円を上限とする。

2 緑地設置奨励金の交付時期は、指定企業として指定を受けた年度の翌年度とする。

(指定企業の取消し等)

**第8条** 市長は、指定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定を取り消すことができる。

(1) 第3条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。

(2) 事業所の操業の全部又は一部を廃止若しくは休止したとき、又は廃止若しくは休止の状況にあると認められるとき。

(3) 不正行為により指定を受けたとき。

(4) 市税を滞納したとき。

(5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の利益となる活動を行う団体であると認められるとき。

(6) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められるとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(地位の承継)

**第9条** 合併、譲渡その他の理由により当該指定企業の地位を承継するものは、当該事業を継続する場合に限り、当該奨励措置を引き継ぐことができる。

(報告)

**第10条** 市長は、指定企業に対し、必要と認める事項について報告を求めることができる。

(委任)

**第11条** この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(つがる市工場誘致奨励条例の廃止)

2 つがる市工場誘致奨励条例（平成17年つがる市条例第197号）は、廃止する。

**附 則**（平成20年3月24日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。